

会 議 結 果 の お 知 ら せ

令和８年度第１回宮古市再生可能エネルギー推進審議会を次のとおり開催しました。

令和８年８月３日

宮古市再生可能エネルギー推進審議会

１ 開催日時

令和８年７月２１日（火）午前１０時００分から午前１１時００分まで

２ 開催場所

宮古市役所４階特別会議室

３ 議題

- （１）委嘱状の交付
- （２）会長及び副会長の選出
- （３）宮古市再生可能エネルギー推進審議会について
- （４）宮古市の再生可能エネルギーの推進に向けた取組について

４ 会議の概要

別添のとおり

５ 問い合わせ先

政策推進部エネルギー推進課エネルギー推進係

電話０１９３－６８－９０７９

令和8年度第1回宮古市再生可能エネルギー推進審議会 会議結果

1 出席者

原科幸爾、雲然祥子、市川龍彦、小川興隆、古屋徳暁

4 欠席者

該当なし

5 事務局出席者

政策推進部長 木村剛、エネルギー推進課長 石田信幸、
エネルギー推進課エネルギー推進マネージャー 石田慎悟、
エネルギー推進課エネルギー推進係長 野崎森生、同係主査 大森理絵

6 傍聴者

該当なし

7 議題等

(1) 委嘱状の交付

市長から委員へ委嘱状を交付した。

(2) 会長及び副会長の選出

会長に原科幸爾委員、副会長に雲然祥子委員を選出した。

【原科会長挨拶要旨】

- ・地域が主体となり地域利益が還元されるような宮古市の再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）を取り入れた事業モデルは、全国的にも先進的な事例である。
- ・全国でも再エネ設備の設置に係る地域とのトラブルが散見されるが、地域や自然環境に配慮した再エネ設備の導入を進める宮古市の取組を優良事例として対外的に示すことで、他地域での再エネ導入の推進が図られていくものと思われる。

(3) 宮古市再エネ推進審議会について

事務局から、宮古市再エネ推進審議会の概要を報告した。

(4) 宮古市の再エネの推進に向けた取組について

事務局から、宮古市の再エネの推進に向けた取組を報告した。

質疑応答内容

質問・意見	回答
【議事（3）宮古市再エネ推進審議会について】 （委員） 地域主導型再エネ事業の認定の要件４号における市内事業者に工事などを発注することについて、市としてどのように確認しているのか。 （委員） 田老発電合同会社は、夜間連系太陽光発電事業を行うことを目的として設立した会社か。 【議事（4）宮古市の再エネの推進に向けた取組について】 （委員） 田老地区における小規模分散型太陽光発電事業は、今後地域主導型再エネ事業の認定案件となる見込みはあるか。 （委員） 市職員による個別訪問について、市民はどのような反応であったか。 （委員） 補助金の周知が市民に十分届いていない状況を課題と捉えるが、目標達成に向け、今年度も引き続きプッシュ型の周知を行う予定か。 （委員） 再エネの導入により、市域外へのエネルギー流出がどの程度抑制されているのか。	（事務局） 地域主導型再エネ事業において、事業者による申請書の提出時に根拠資料の添付を求め、内容を確認している。 （事務局） 田老発電合同会社は、市域において再エネ事業を行うことを目的として設立した会社であり、夜間連系太陽光発電事業は当該事業の具体的な取組の一つである。 （事務局） ご認識のとおり。次回の審議会において諮問する予定である。 （事務局） 多くの市民の方が、補助事業について認知していない状況であった。また、パネルの撤去などに要する費用を懸念する市民に対して、それらの費用が多額でないことを説明し、補助金の活用に至った事例もある。補助金を知らない市民への周知が課題である。 （事務局） 令和９年度までの限定的な補助金であるため、より多くの市民の方に、周知を図っていきたい。また、重点地域については、補助金申請額が予算に達したため申請受付を行っていない状況である。 （事務局） 具体的な数値をもって回答することはできないが、宮古新電力㈱の電力メニューへの切り替えが着実に進んでいることから、市域外からのエネルギー購入費用の流出が抑制されている。

質疑応答内容

質問・意見	回答
(委員) 住宅用太陽光発電と蓄電池の導入事業については、FIT制度によるものではないのか。	(事務局) 当該事業は補助要件上、FIT制度を活用できない。自家消費を基本としている。
(委員) 住宅用太陽光発電設備の補助事業における脱炭素先行地域の目標件数は、どのように設定したのか。	(事務局) 目標件数は、脱炭素先行地域の計画提案書を検討した際に設定した。なお、件数は目標に達していないものの、比較的住居に比べ多くのパネルを置ける事業所への導入が進んだことにより、前年度に比べ導入容量が増加した。
(委員) 宮古中継ポンプ場の施工体制はどうか。太陽光パネルが短期間で施工された印象を受けるが、市内事業者では短期間の施工対応は難しいと感じている。	(事務局) 施工体制について、田老発電合同会社が元請となり、市外事業者が太陽光パネルなどの施工を行っている。工期は、蓄電池などの納期の関係上、年度をまたいでいる。参考までに、市内事業者との関わりについて、宮古新電力㈱の提携事業者（現在12社）が脱炭素先行地域内における住宅用太陽光発電などの施工を行っている。提携事業者が住宅用太陽光発電の施工などに関わっていくことで、再エネ事業に係るノウハウが市内事業者に蓄積されつつある。
(委員) これまでの取組を通じて市内事業者のノウハウが蓄積されてきており、提携事業者となるメリットも出てきている。	